

規制・制度改革に係るフォローアップヒアリング様式

環境省

事項名	自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等 ○風力発電
対処方針	
<p>○風力発電</p> <ul style="list-style-type: none">・自然公園法施行規則第 11 条第 11 項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。＜平成 22 年度中措置＞ <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none">・国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成 22 年度中措置＞	
<ul style="list-style-type: none">・平成 23 年 3 月 31 日、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を策定し公表。http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13643・平成 22 年 4 月 1 日の改正自然公園法施行時において通知（「国立公園の許可、届出等の取扱要領」）を発出し周知済みであるが、平成 22 年 10 月 1 日にも再度周知を行った。	

風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、風力発電施設の風致景観に関する実際の審査の流れについて、3段階に分けて解説している（別図1のフロー図を参照）。

第1段階 事業地の選定

風力発電施設による自然景観への影響を小さくするためには、まず眺望の対象となる景観資源が風力発電施設によって直接的に改変されることを防ぐ必要がある。

このため、事業地を選定する段階で、風力発電施設の立地地点が、優れた景観資源を有する地域を確実に回避しているか、確認する。

第2段階 概略事業計画の立案

風力発電施設による自然景観への影響を小さくするためには、景観資源そのものの改変を避けるだけでなく、展望地からの眺望に対する支障を小さくすることが必要である。

このため、事業地の選定を経て概略事業計画（風車の規模、基数、配置等）を検討する段階で公園内の主要な展望地の分布状況と眺望特性を把握し、風力発電施設の設置による主要な展望地からの眺望への支障の程度を、展望地ごとに確認する（別図2のイメージ図を参照）。

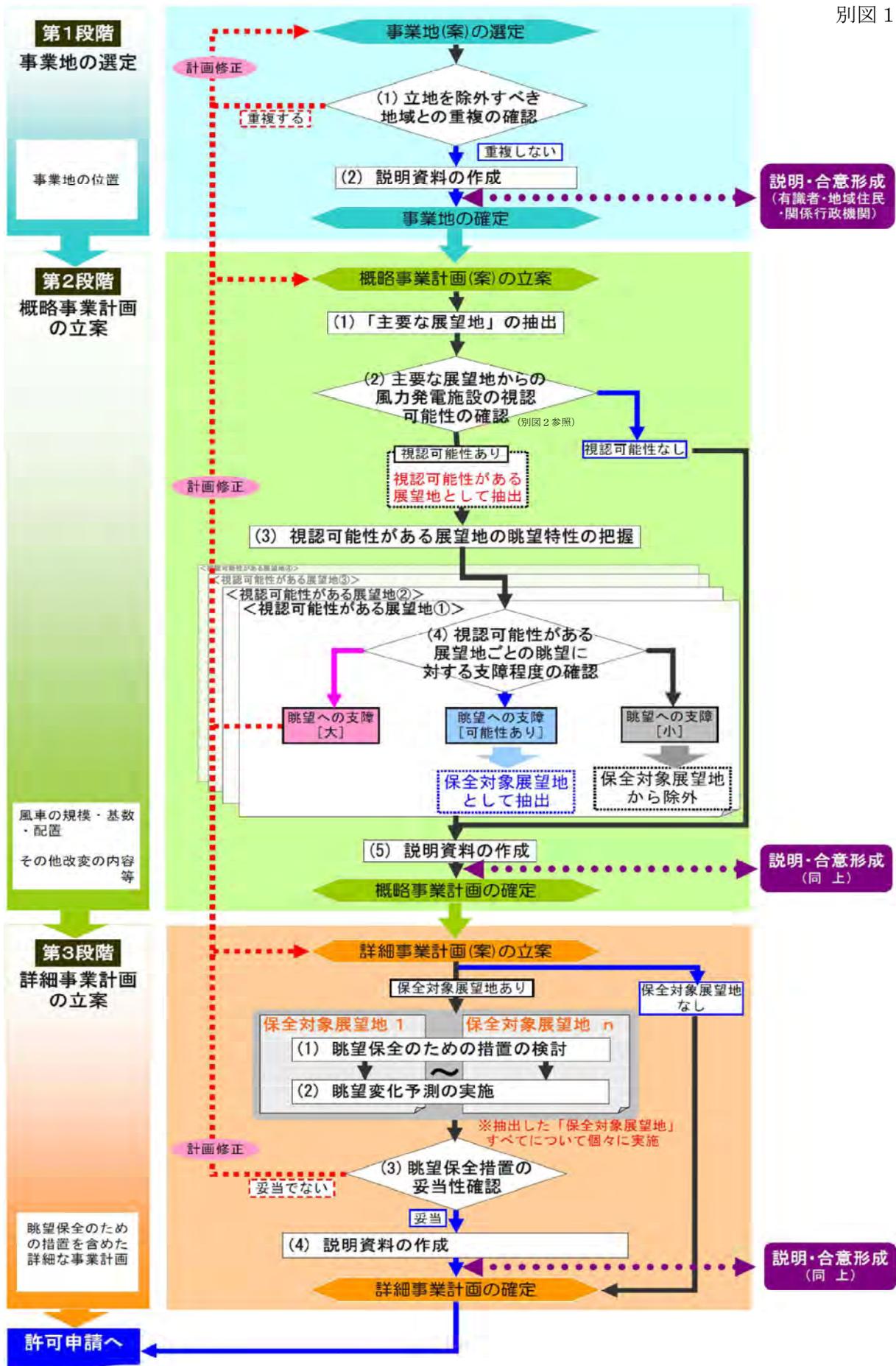
その結果、支障が大きいと判断された場合は、概略事業計画を修正するか、事業自体を中止することが必要となる。

一方、重大な支障は生じないが、支障が生じる可能性があるとして判断された場合は、当該展望地を「保全対象展望地」として抽出し、次の段階でより詳細な確認を行う。

第3段階 詳細事業計画の立案

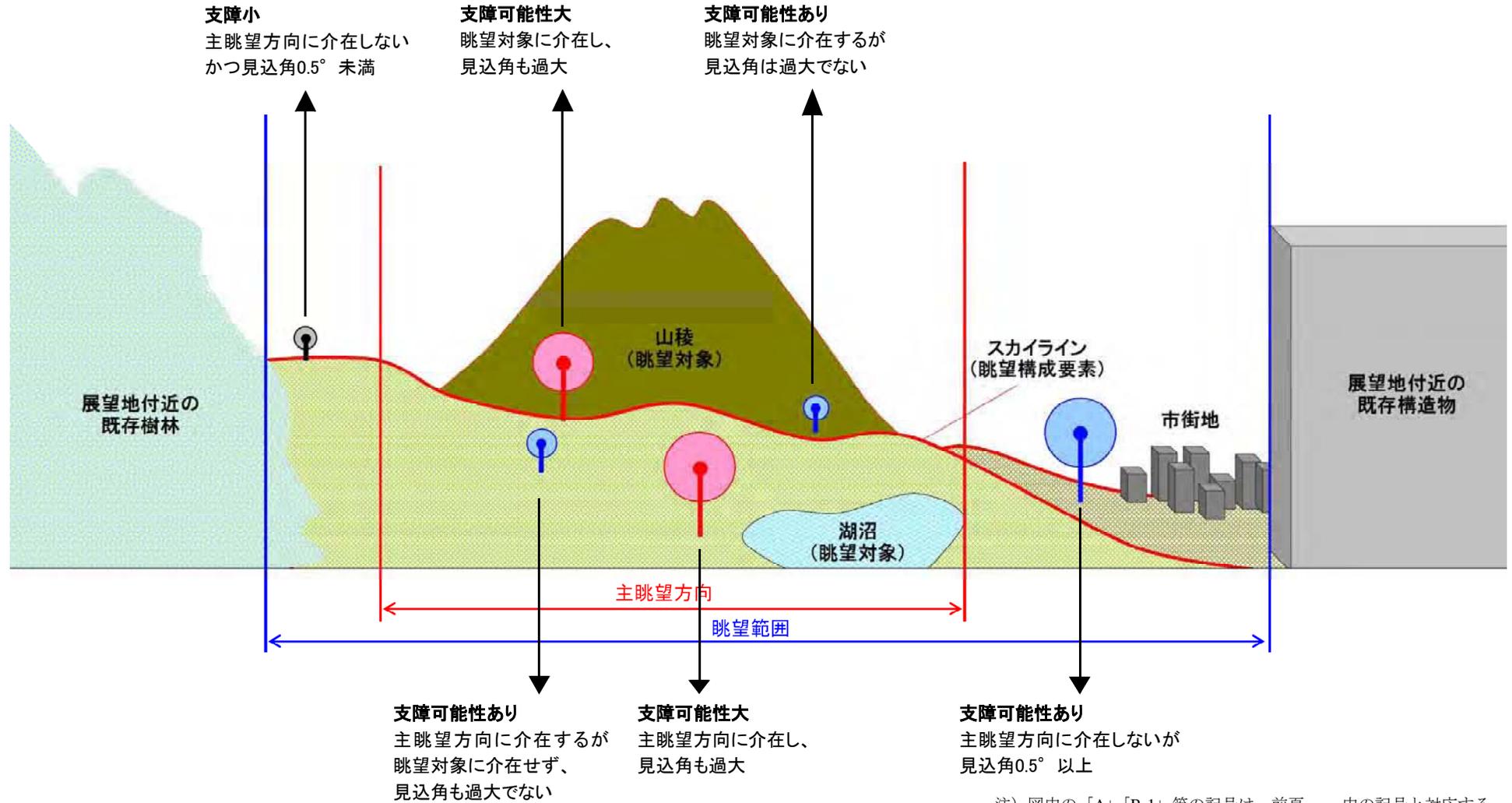
風力発電施設の設置による眺望への支障を可能な限り小さいものとするためには、第2段階で把握した保全対象展望地の眺望特性に応じて、眺望保全のための措置を検討するとともに、講じることとした措置の効果が確実に得られているか、客観的に評価することが必要である。

このため、詳細事業計画を立案する段階で、既往の学術知見、事例等に基づいた眺望保全のための措置を保全対象展望地ごとにフォトモンタージュを作成すること等により検討し（別図3フォトモンタージュ参照）、措置を講じた上で生じる眺望変化の程度を予測し、措置の妥当性（措置を講じることで眺望への支障が小さなものとなっているか）を確認（評価）する。



風力発電施設の許可審査のフロー図

展望地からの眺望への支障の程度の確認イメージ図



地形を活かした風力発電施設の遮蔽による効果のシミュレーション

設置される構造物をできる限り見えない（隠された）状態にすることは、眺望への支障を回避・低減するための基本的な措置のひとつ。

見えの大きさ【大】



見えの大きさ【中】



見えの大きさ【小】

